

地域に生きる
風土に根ざした
暮らしの景観

文化的景観の

保護のしくみ





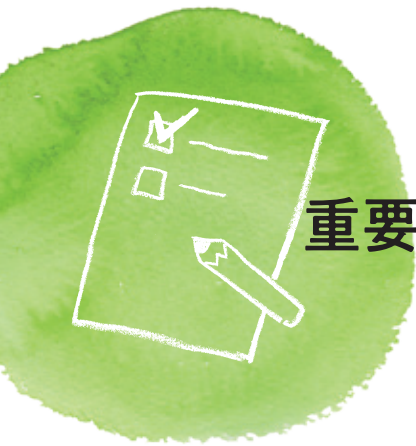
文化的景観とは

日本の多様な気候風土の中で、人々は、地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営み、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観を築きあげてきました。このような歴史と風土に根ざした暮らしの景観は、日本の文化を理解する上でとても大切ですが、身近であるがゆえに、その良さに気づかれることなく失われつつあります。

文化財保護法では、こうした景観を受けつぐ土地を「文化的景観」とし、文化財の一つに位置付けています。

文化財保護法第2条における文化的景観の定義

地域における人々の生活又は生業及び
当該地域の風土により形成された景観地で
我が国民の生活又は生業の理解のため
欠くことのできないもの



重要文化的景観とは

日々目にする景観の中には、文化的景観と感じられるものがたくさんあります。その中でも、地域の特色を示す代表的なものや、他に例を見ない独特なものとして国が選定したものが「重要文化的景観」です。

選定は、地方公共団体（都道府県又は市区町村）からの申出に基づき、また、重要文化的景観選定基準に照らして行われます。選定の申出を行うためには、文化的景観としての重要性が明らかで、当該地方公共団体が保存に必要な次の措置を講じている必要があります。

- 景観法に基づく景観計画区域又は景観地区の中にあること
- 文化的景観保存活用計画を定めていること
- 景観法やその他の法律に基づく条例で、保存のために必要な規制を定めていること
- 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者の氏名・名称と住所を把握していること



選定までの流れ

都道府県・市区町村

国

文化的景観保存活用計画

文化的景観の保存活用に関する計画で、文化的景観の位置や範囲、保存活用の基本方針をはじめ、土地利用や整備、体制などに関する事項を定めます。重要文化的景観の選定申出を行うにあたり、提出の必要があります。

景観計画／景観計画区域

景観計画とは、良好な景観の形成を図るために、景観行政団体が景観法に基づき作成する計画です。景観計画区域とは、景観計画の対象となる区域です。

景観地区

景観地区とは、景観法に規定され市街地の良好な景観の形成を図るため、市町村が都市計画で定める地域地区です。都市計画区域又は準都市計画区域に設定するもので、建築物の形態やデザイン、高さ、壁面線の位置などに関し、必要な規制が定められます。

景観法

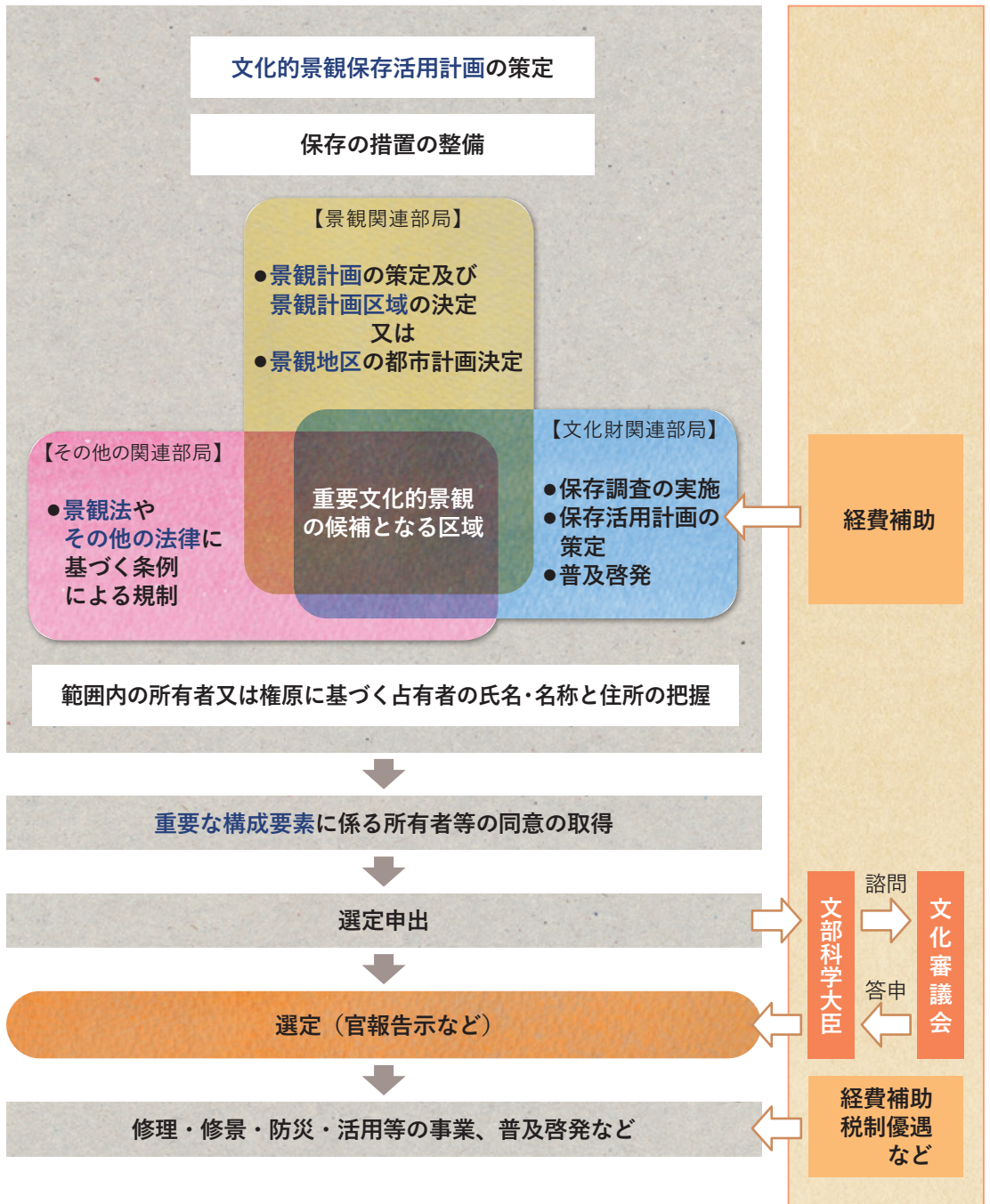
景観法は都市や農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するための法律で、国土交通省が所管しています。

その他の法律

文化的景観の保存に関し、適切な制限を措置できる法律を指します。例えば、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法などです。

重要な構成要素

文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のうち、所有者などの同意を得て、保存活用計画に特定されたものを指します。形態や意匠などが独特又は典型的で、技術や素材といった点からも明らかな固有性を持つものがこれにあたります。建築や工作物、棚田や茶畑、造林地のような生業と関わる土地などが特定されています。



届出

重要文化的景観においては、文化庁長官へ右表のことについて届け出る必要があります。届出の対象となるのは、重要な構成要素です。詳細は、重要文化的景観が所在する市区町村にお問い合わせください。

届出が必要な事項	届出者	提出時期
滅失又はき損	所有者等	事実を知った日から10日以内
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	行為をしようとする者	行為をしようとする日の30日前まで



選定基準

重要文化的景観は、以下の基準に基づき選定されます。

重要文化的景観選定基準

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (1) 水田・畑地などの**農耕に関する景観地**
- (2) 茅野・牧野などの**採草・放牧に関する景観地**
- (3) 用材林・防災林などの**森林の利用に関する景観地**
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの**漁ろうに関する景観地**
- (5) ため池・水路・港などの**水の利用に関する景観地**
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの**採掘・製造に関する景観地**
- (7) 道・広場などの**流通・往来に関する景観地**
- (8) 垣根・屋敷林などの**居住に関する景観地**

二 前項各号に掲げるものが**複合した景観地**のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

1 農耕

に関する景観地



遊子水荷浦の段畑（愛媛県宇和島市）



蕨野の棚田（佐賀県唐津市）

5 水の利用

に関する景観地



近江八幡の水郷（滋賀県近江八幡市）



伊庭内湖の農村景観（滋賀県東近江市）

2 採草・放牧

に関する景観地



阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観（熊本県阿蘇市）



遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落（岩手県遠野市）

3 森林の利用

に関する景観地



智頭の林業景観（鳥取県智頭町）



アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観（北海道平取町）

4 漁ろう

に関する景観地



長良川中流域における岐阜の文化的景観（岐阜県岐阜市）



宮津天橋立の文化的景観（京都府宮津市）

6 採掘・製造

に関する景観地



北大東島の燐鉱山由来の文化的景観（沖縄県北大東村）



小鹿田焼の里（大分県日田市）

7 流通・往来

に関する景観地



四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来（高知県四万十町）



葛飾柴又の文化的景観（東京都葛飾区）

8 居住

に関する景観地



大沢・上大沢の間垣集落景観（石川県輪島市）



一関本寺の農村景観（岩手県一関市）



保護のための支援

重要文化的景観に対しては、その保存と活用の推進を図るため、次のような支援などが行われています。

経費補助 (選定前)

対象となるのは、地方公共団体が自ら行う事業です。

保存調査

文化的景観の本質的な価値を評価し、保存のための適切な措置を検討するための調査や分析を行い、報告書をまとめます。

保存活用計画策定

保存調査の結果を踏まえ、文化的景観の位置及び範囲、保存活用に関する基本方針、保存活用のための整備に関する事項や体制、重要な構成要素の候補等を検討し、報告書としてまとめます。

普及啓発

上の事業との関連の中で、地域住民等が参加する勉強会や公開講座、ワークショップを開催したり、事業の実施過程に関する記録を作成し、関心の拡大や理解の向上、技術・技能の伝承などを図ります。

経費補助 (選定後)

対象となるのは、地方公共団体が自ら行う事業、または、地方公共団体が所有者等の行う取り組みに補助する事業です。

事前調査 整備計画の立案

重要文化的景観における中長期的な事業計画、または、重要な構成要素の復旧・修理や防災対策工事などに要する事業計画の立案を、必要に応じて事前調査も含めて行います。

説明板などの 設置

重要文化的景観やその重要な構成要素の説明板、誘導標識などの設置・改修工事を、景観との調和を図りながら行います。

防災のための工事 便益管理施設の設置

法面の保護や防火施設の充実などの防災対策工事、または、ガイダンス施設や休憩施設、トイレなど便益管理施設の設置・改修工事を、景観に配慮しながら行います。

空き家を
ガイダンス施設とし
地元で運営しています



平戸島の文化的景観（長崎県平戸市）

復旧、修理、修景

重要な構成要素の固有性の回復や維持を図るため、被災箇所を復旧したり、経年により傷んだ箇所を修理する工事を行います。また、重要文化的景観の理解の向上につながる景観の創出や眺望の確保など、修景のための工事を行います。

石積みの修理に
地域の人々も
参加しました



小菅の里及び小菅山の文化的景観（長野県飯山市）

空き家を修理し
子育て世代が入居しました



蘭島及び三田・清水の農山村景観（和歌山県有田川町）

普及啓発

上の事業との関連の中で、地域住民等が参加する勉強会や公開講座、ワークショップを開催したり、事業の実施過程や事業後の経過に関する記録を作成し、関心の拡大や理解の向上、技術・技能の伝承などを図ります。

税制優遇

重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とされます（地方税法第349条の3）。

地方財政措置

重要文化的景観の保存・活用にかかる経費に対し、次のような地方財政措置が講じられています。

ハード事業

重要文化的景観の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）は、都道府県・市町村ともに一般補助施設整備等事業債の対象とされ、その元利償還金に対する交付税措置（充当率90%、交付税措置率30%）が講じられています。

ソフト事業

文化的景観保存活用計画に基づく公開活用等の取り組み（公開、情報発信、多言語化、普及啓発、外部人材の活用、人材育成等）については、その地方公共団体の負担分に対し、特別交付税措置が講じられています。



地域の活動事例



ボランティア

行政と連携してボランティアを募集し、間垣を補修●大沢・上大沢の間垣集落景観（石川県輪島市）



都市住民との交流

水田オーナー制度や田植体験イベントなどで都市住民と交流●田染荘小崎の農村景観（大分県豊後高田市）



野外保育

棚田などを園庭にみたくて自然保育を実践●姨捨の棚田（長野県千曲市）



インターンシップ

農家や漁師のもとで学生が職業体験●遊子水荷浦の段畑（愛媛県宇和島市）



自然観察会

生態系に配慮して整備した農業用水路で水辺の生き物を観察●通潤用水と白糸台地の棚田景観（熊本県山都町）



暮らし体験

暮らしの知恵を楽しみ雪掘り野菜収穫体験を開催●東草野の山村景観（滋賀県米原市）



情報発信

カメラを手に現地学び、魅力を発信●越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観（福井県福井市）

全国文化的景観地区連絡協議会

文化的景観の保護に取り組む市区町村などから構成される会です。課題共有や情報交換を行い、地域の住民と連携しながら、文化的景観のあるべき姿の構築を目指しており、情報発信や普及啓発、研修などを行っています。



文景協

検索

重要文化的景観のエンブレム

共通のフレームを用いながら、市区町村が、それぞれの重要文化的景観の特性を表わしたエンブレムを作成し、普及啓発などに努めています。



文化庁文化財第二課

〒602-8959
京都府京都市上京区下長者町通
新町西入藪之内町 85 番 4
電話 075-451-4111 (代)
<http://www.bunka.go.jp/>



表紙：[大] 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観（愛媛県西予市）、[小上] アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観（北海道平取町）、[小中] 小鹿田焼の里（大分県日田市）、[小下] 菅浦の湖岸集落景観（滋賀県長浜市）
写真提供：[表紙] 宮本春樹、平取町、長浜市、[4-5 頁] 唐津市、阿蘇市、遠野市教育委員会、葛飾区教育委員会、平取町、岐阜市、川岸春喜、北大東村教育委員会、葛飾区教育委員会、輪島市教育委員会、一関市教育委員会、[6-7 頁] 平戸市、飯山市教育委員会、有田川町教育委員会、[裏表紙] 輪島市教育委員会、豊後高田市教育委員会、北澤美香（さらしなの里自然保育ほっこ）、米原市教育委員会、堀越一孝
デザイン：津嶋デザイン事務所、イラスト：永井ふみ